

インフルエンザ罹患に伴う出席停止の扱いについて

インフルエンザ罹患の場合は、学校保健安全法施行規則第19条の規定により、指定の期間は欠席になりません。登校後に速やかに下記の罹患報告書をご提出ください。

インフルエンザ罹患報告書

令和 年 月 日

新居浜工業高等専門学校長 殿

学科・専攻名： _____ 学年 _____ 年

学生氏名： _____

1. インフルエンザ発症日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 ()
(症状が出た日)
2. インフルエンザ検査日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 ()
(医療機関の受診日又は自宅での検査キットの検査日)
3. 解熱した日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 ()
4. 登校開始日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 ()
5. 受診した医療機関名： _____
(受診した場合に限る)

上記のとおり報告します。

氏名： _____ (印)

- ※ 出席停止期間が授業期間のみの場合は、上記氏名欄への記載は不要(学生氏名欄は必要)
- ※ 氏名欄について、医療機関を受診していない場合は、原則保護者が記名・押印すること。
- ※ 医療機関を受診した場合は、受診記録がわかる書類(領収書、処方箋、薬剤情報提供書(薬の説明書)等)の写しをいずれか1部添付すること。

【参考】インフルエンザによる出席停止期間について

- ・発症の翌日から起算して5日を経過し、かつ、解熱の翌日から起算して2日を経過するまで出席停止とします。(学校保健安全法施行規則第19条に基づく)